

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧 目次

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（第一条関係） | 1
- 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（第二条関係） | 5

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）</p> <p>第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第三十五条の四第一項の政令で定める業務等）</p> <p>第四条 法第三十五条の四第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十五（略）</p> <p>十六 商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現</p>	<p>（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）</p> <p>第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第三十五条の三第一項の政令で定める業務等）</p> <p>第四条 法第三十五条の三第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十五（略）</p> <p>十六 商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（次条第六号に掲げる業務を除く。）</p>

の業務（法第四条第一項第二号に規定する建設業務を除く。）を除く。）

十七・十八（略）

2 法第三十五条の四第一項の政令で定める場合は、法第二条第四号に規定する派遣元事業主が労働者派遣に係る法第三十五条の四第一項に規定する日雇労働者（以下この項において「日雇労働者」という。）の安全又は衛生を確保するため必要な措置その他の雇用管理上必要な措置を講じている場合であつて次の各号のいずれかに該当するときはとする。

一 二 （略）

（削る）

十七・十八（略）

2 法第三十五条の三第一項の政令で定める場合は、法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主が労働者派遣に係る法第三十五条の三第一項に規定する日雇労働者（以下この項において「日雇労働者」という。）の安全又は衛生を確保するため必要な措置その他の雇用管理上必要な措置を講じている場合であつて次の各号のいずれかに該当するときはとする。

一 三 （略）

（法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務）

第五条 法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務は、前条第一項各号に掲げる業務及び次に掲げる業務とする。

一 映像機器、音声機器等の機器であつて、放送番組等（放送法

昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されているものをいう。以下同じ。

）の制作のために使用されるものの操作の業務

二 放送番組等の制作における演出の業務（一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。）

三 建築物における清掃の業務

四 建築設備（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第三号に規定する建築設備をいう。次号において同じ。）の運転、点検又は整備の業務（法令に基づき行う点検及び整備の業務を

除く。)

五 建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であつて当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務（第三号に掲げる業務を除く。）

六 建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務（法第四条第一項第二号に規定する建設業務を除く。）

七 放送番組等における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務（これらの業務に付随して行う業務であつて、放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。）

八 電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

九 放送番組等の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務（法第四条第一項第二号に規定する建設業務を除く。）

十 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設の消毒設備その他の設備、下水道法（昭和三十三年

第五条～第八条

(手数料の額)

第九条 法第五十四条の政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第五十四条第一号に掲げる者 十二万円（労働者派遣事業を行う事業所の数が二以上の場合にあつては、五万五千円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に十二万円を加えた額）

二 (略)

三 法第五十四条第三号に掲げる者 五万五千円に労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じて得た額

四 (略)

第六条～第九条

(手数料の額)

第十条 法第五十四条の政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第五十四条第一号に掲げる者 十二万円（一般労働者派遣事業を行う事業所の数が二以上の場合にあつては、五万五千円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に十二万円を加えた額）

二 (略)

三 法第五十四条第三号に掲げる者 五万五千円に一般労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じて得た額

四 (略)

法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水道の消化設備その他の設備若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設（同項に規定するごみ処理施設にあつては、一日当たりの処理能力が十トン以上のものに限る。）の焼却設備その他の設備の運転、点検若しくは整備の業務（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする運転、点検又は整備の業務に限る。）又は非破壊検査用の機器の運転、点検若しくは整備の業務

改 正 案	現 行
<p>（意見公募手続を実施することを要しない命令等）</p> <p>第四条 法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。</p> <p>一〇十二 （略）</p> <p>十三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）<u>第四条第一項第三号、第三十五条の四第一項並びに第四十条の二第一項第二号、第四号及び第五号の命令等</u></p> <p>十四・十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（意見公募手続を実施することを要しない命令等）</p> <p>第四条 法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。</p> <p>一〇十二 （略）</p> <p>十三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）<u>第四条第一項第三号、第三十五条の三第一項並びに第四十条の二第一項第一号、第三号及び第四号の命令等</u></p> <p>十四・十五 （略）</p> <p>2 （略）</p>